

平成27年9月18日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 好 彦
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	竹 川 彰
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹
総 務 部 次 長 兼 秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	橋 村 正 則
民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博	民 生 部 次 長 兼 児 童 課 長	村 瀬 美 樹
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
総 務 課 長	立 松 則 明	庁 舎 建 設 長 準 備 室 長	伊 藤 重 行
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久	保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘
福 祉 課 長	宇 佐 美 悟	介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利

総合福祉センター 所 長	村 瀬 修	農 政 課 長	安 井 耕 史
商工観光課長	羽 飼 和 彦	土 木 課 長	山 田 宏 淑
都市計画課長	大 野 勝 貴	下 水 道 課 長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水 谷 みどり	生涯学習課長	安 井 文 雄
図 書 館 長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 輪 眞 士	書 記	浅 野 克 教
書 記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第37号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第 3	議案第38号 弥富市手数料条例の一部改正について
日程第 4	議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
日程第 5	議案第40号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第41号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第42号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	認定第1号 平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	認定第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	認定第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	認定第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(追加提案)	
日程第15	議案第43号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

質疑に入ります前に、本日の質疑の予定のあります三宮十五郎議員から、参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますのでよろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第37号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第3 議案第38号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第4 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第40号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第41号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第42号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 認定第1号 平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第37号から日程第14、認定第7号まで、以上13件を一括議題とします。

本案13件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行です。通告に従いまして、私は、認定第1号平成26年

度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について質問いたします。

アベノミクス効果によりまして、日本経済も非常に好調となっております、大企業を中心に大幅な収益の改善につながっておりますが、それに伴って労働者の収入も一部ではありますがふえておりますが、それ以上に物価高のほうを上回って、実質収入はマイナスというようなことが言われております。こんな状況のもと、本市の市税は個人市民税、市たばこ税が減収したものの、法人市民税が大幅にアップし、固定資産税、軽自動車税、入湯税は微増し、市税全体としては1.3%の増収となっております。

そこでまず1点目ですが、個人市民税と法人市民税について質問いたします。

まず個人市民税、過去5年間の推移、これを答えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） まず個人市民税の過去5年間の推移の御質問でございます。お答えをさせていただきます。

調定額ベースでお答えをさせていただきますのでよろしく願いいたします。

これは現年課税分と滞納繰越分を合わせた額でございます。平成22年度は26億741万6,467円、平成23年度は25億4,015万4,486円、24年度は25億9,344万1,741円25年度は26億4,175万2,403円、26年度は25億6,749万2,976円でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今22年度から報告いただいたんですが、今年度は前年対比7,400万円の減ということになっておりますが、その要因としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 26年度と25年度の差につきまして、約7,400万円の減額ということの要因でございますが、給与所得につきましては、ほぼ横ばいになっております。弥富市の市民税の所得の大体80%以上が給与所得という方でございます。給与所得についてはほぼ横ばいということになっておりまして、要因といたしましては一時所得や譲渡所得、こちらが25年度と比べまして26年度は大きく減額になったということでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） はい、わかりました。

それでは次ですね、法人市民税につきまして、過去5年間の推移をまずお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 法人市民税につきましても、調定額ベースで現年課税分と滞納繰越分を合わせた額でお答えをさせていただきます。

平成22年度につきましては4億5,938万49円、23年度は5億1,288万5,360円、24年度は4億8,220万3,360円、25年度は4億553万6,592円、26年度は5億699万6,470円でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今お伺いしましたが、26年度決算を見ますと増収は約1億円ということとで、市の市税ですね、全体の増収とほぼ同じというような格好になっております。平成26年、昨年ですが、6月の定例会におきまして弥富市税条例の一部改正がございました。法人市民税の法人税割については、12.3%から2.6%引き下げて9.7%ということになりまして、同年の10月1日からの施行となっております。このとき、26年6月の定例会の議案質疑におきまして、佐藤博議員から税率を9.7%に引き下げたときの税率軽減により、どれほどの減収になるかと質問がございまして、そのときの市側の回答では、24年度ベースでは約7,000万円、25年度ベースでは約5,600万円となっておりますと答弁をされております。

26年10月1日以降の実施ですから、決算時期は企業においてまちまちでありますので、100%この税率軽減の影響が26年度決算に出ているとは言えませんが、予想では減収になるというふうに思っておりますが、そんな中、逆に約1億円の増収ということになっております。これは企業業績が予想以上に伸びたのか、あるいは10月1日以降、年度内に申告納付をした法人がごくわずかであったとか、こういったようなことが考えられます。

それで、大体、今回26年度決算に影響してくる法人はどれぐらいなんでしょうか。お答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議員がおっしゃられました26年度の税制改正によります法人税割の税率12.3%が9.7%に変更になりました。こちらにつきましては、先ほども議員がおっしゃられたように平成26年10月1日施行ということでございますので、10月1日から以降に始まる事業年度について該当するということになりますので、実際に12.3%が9.7%に税率を反映させるという申告につきましては、平成27年度になってからの申告になりますので、26年度中はこの12.3%で計算をしているということになります。以上でございます。

もう1つ、約1億円増額になったというお話でございまして、こちら議員がおっしゃられましたように、景気の回復ということと、それから円安ですかね、1ドル80円台から100円台になったという時期でございまして、こちらが要因としては考えられると思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） わかりました。税率の改正が、26年度では影響がゼロであったと、こういうふうで理解しておきます。

それでは、来年度になりますと100%間違いなく申告納付を法人はするわけですが、そうした場合、この26年度の決算ベースで予想の減収はどれぐらいですか、お答えいただきたい。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

法人税割の税率につきまして、先ほども申しましたが、12.3%から9.7%に減るということとで、これについて調定ベースでいきますと約7,600万円の減額になると考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、次の質問に移ります。

26年度決算分ですが、この法人住民税のうち、法人税割の分と均等割の分の金額を教えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 平成26年度調定額、現年課税分でございますが、5億132万8,300円でございます。法人税割額につきましては3億5,968万3,400円、均等割額につきましては1億4,164万4,900円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次に、現在、法人住民税を納付している法人数について伺いますが、何社ぐらいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 法人住民税を納付してみえます法人数につきましては、約1,250社でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そのうち、均等割だけを納付する法人は何社ぐらいかわかりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 均等割だけを納付する法人数につきましては、670社余りでございます。金額につきましては、約4,100万円ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、合併時の10年前と比べまして、現在法人数の変化というのはどれぐらいになっておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 10年前と比べて法人数の変化でございますが、約90社増でございます。先ほど申しましたように26年度が1,250社でございますから、平成18年度のベースでいきますと1,160社ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、個人市民税、そして法人市民税について伺いましたが、調定額において26年度決算、法人市民税が約25億6,700万円、法人市民税が約5億700万円ということ

になっております。大ざっぱに言いますと、個人市民税が25億、法人市民税が5億ということで、率にして1対5といった比率になっております。先日行われました一般質問におきましても、人口減少の問題についての質問がございまして、いろんな人口増に対する取り組み、そして将来の人口予想が話されましたが、大きく人口が伸びることは難しいことが推測されております。また、ほかの議員から南部地区における開発、企業誘致の件も質問が出ました。私も本市の南部地区における企業誘致を促進し、1対5の税収比率を1対4とかそちらのほうへ向かうようにすべきだと思いますが、最後に市長の考えをお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

おかげさまで私どもは西部臨海工業地帯を中心として、この10年間ににおきましても企業数を約90社ふやさせていただいておるといような状況でございます。活力ある弥富のためには、これをもっともっと伸ばしていくということがまさに重要であろうと思っております。

そういった意味では、名港管理組合が管理していただいている楠のところにつきましては、新たに約8ヘクタールの埋め立てを終わりました。そして、企業の公募というような形の中で名港管理組合ともどもやっていきたいと思っております。

また、弥富埠頭、現在川崎重工さんが見えになるわけでございますが、海に向かってのその先の、いわゆる従来は車の輸出の埠頭であったわけでございますけれども、これが県におきまして、いわゆる利用目的を変更していきたいという形で、これは工業用地として利用目的を変更するというようなことも私どもとしては伺っているわけでございます。

また、御承知のように、一昨年の固定資産税の減免制度という形に対しては、そういった限定地域から拡大をさせていただきまして市内全域というような形でございます。いろいろな条件はありますけれども、市内全域に対して減免制度を適用していこうと思っております。そういった力強い企業という中で、私どもももっともっと企業誘致をしていかなきゃならないという形の中で、さまざまな税収入を考える上においては市民の皆さん、そして議員の皆さんと同時に御協力をいただきたいと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私も全く議員になった当時からこの開発行為、そして企業誘致というのは言っておりますので、ぜひどんどん進めていって、税収のアップをしていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に移ります。

2点目は、一般会計の税目別徴収の状況について伺います。

法人市民税において現年課税分の徴収率は99.78%と高いわけですが、滞納繰り越しの徴収率は4.41%と低いわけです。今の好景気により企業業績が向上し、法人市民税、今言いま

したように25%増と、市税の中では一番増加率が高い。そうになっているのに滞納繰越分の徴収率が4.41%と低い。この要因はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

法人住民税の滞納繰越分につきましては、督促状等を送付いたしまして納付のお願いを行っておるところでございますが、一部の事務所や事業所では、閉鎖や破産などによりまして徴収ができていないのが現状でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 徴収については、たしか昨年ですか、1名収納課を増員というようなことがあったと思いますが、それと西尾張地方税滞納整理機構とタイアップして、この徴収率アップを行うと答弁をされたと私記憶しておるんですが、そのように実際こういうふうにやってみえるのでしょうか。徴収率が低いわけですね。ちょっとその点お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議員がおっしゃられましたように1名増ということと、それから滞納整理機構に参加をさせていただきまして徴収は行っておるところでございますが、法人市民税、住民税につきましては、これまた、法人だけにつきましては税務課でも処理をしております。先ほども申しましたように、なかなか徴収に赴きましても閉鎖とか破産とかということで、滞納の企業自体が、件数がそんなに多いわけではございません。先ほども議員がおっしゃられましたように、徴収率につきましては現年課税分99.78%ということで、未納をされる企業につきましては非常に件数的には少ないわけでございますが、徴収率が上がらない原因につきましては、なかなか前々からのずうっとの企業がありまして、なかなかそちらについてお会いできないという現状がございまして、徴収率が上がらないというのも一つの原因でございます。以上でございます。

○7番（平野広行君） その中で何社ぐらいですか。今少ないと言われたんですが、企業数。

○総務部長（伊藤好彦君） 滞納繰り越しの企業数でございますが、通計で45社でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次、軽自動車税の徴収率について伺いますが、軽自動車税の徴収は、平成24年度からコンビニ納付が可能になったこともあって、23年度から25年度にかけ現年課税分、滞納繰越分ともに順調に向上をしてきておりました。しかし、26年度、本年度に限っては、滞納繰越分に限ってですが、前年比約6ポイント低下しているわけです。この要因としてはどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

毎年、滞納者に対しましては督促、それから催告等、納税していただくように努めているところでございます。要因といたしましては、平成25年度、現年課税分の徴収率が98.05%と前年度よりも0.1ポイント向上いたしております。また、滞納繰越分の徴収率につきましても、平成24年度は25.03%、平成25年度は27.60%と、22年度、23年度と比較いたしましても、こちらは22年度、23年度は19%台ということで、徴収率が向上しております。それに伴いまして滞納繰越額が減少したこともございますし、先ほど法人市民税と同じ要因になると思いますが、徴収率が進んでいない、なかなか相手にお会いできないとか、前から残っているやつがあって、なかなか納めていただけないというのが現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今徴収率、年度ごとの説明があったわけですが、私もちょっと調べてみましたけど、滞納繰り越しですね、これがなかなか上がらないわけですね。現年課税については、本当にコンビニ納付とか始まって非常によくなってきております。ですから、今言われたように軽自動車についても、23年度、コンビニ納付が始まる前ですと19.63%、それが25.03、27.60と来たわけですが、今年度は21.63と落ちちゃったもので、これはどんなことかというふうで今伺ったわけですが、固定資産についても同じなんですよ。固定資産は26年度、ことしからコンビニ納付が始まったわけですが、残念ながら滞納率は落ちておるわけです。現年課税はふえておりますけど、滞納率に関しては落ちておる。

こんなようなことで、今後のやり方としてはやはり、行って会えないとかそういうことがいろいろあるかもしれませんが、ぜひ税の公平性の点からも徴収にお出かけをいただいて、あるいは電話をいただいて、現年で取っていただくように。滞納繰り越しになりますとどうしても繰り越しの税率が、利息が高くなりますよね。14.6ですか、高くなるものでなかなか払えなくなるというような、こういう悪循環になりますので、ぜひ年度内にしっかりと徴収していただくようお願いを申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は、まず認定第1号、一般会計歳入歳出決算認定についてと、あと関連して、認定第6号、第7号の農業集落排水事業特別会計と公共下水事業特別会計の関係で質問させていただきたいと思っております。

まず、現状の入札状況、要するに昨年、26年度の入札状況を見ると、多くは95%前後で落札されている状況でございました。しかし、そのうち何件かは一気に80%前後で落とされているんですね。この部分において、市としてはどのようにこれを見ておりますでしょうか。まずそれをお答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

特定の業者ということでございますが、入札に関しましては設計書に基づき、各業者の皆様が利益等も考えながら積算し、入札額をお決めになっているものでございます。したがって、市といたしましては、少しでも安く落札していただければありがたいことでございますが、その入札額に関しましては、各業者の皆様が企業努力でお決めになっていることでございますので、その入札額や落札額に対しまして、市といたしまして見解を述べるものではないと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） そのように今答えられたんですが、ふだんは平均的に95%前後で、そのうち一気に80%前後になると。15%ぐらい開きがあるんですね。ここについては、やっぱり市としては調査していくべきだと私は考えておりますし、努力と言われますけれども、これが平均的にならしてばらけているのであればいいんですけれども、そうではなくて、一気に差があるということについてやっぱりちょっと何かの問題があるんじゃないかということで思いますので、そういった部分においては市はしっかりと調査していただきたいなと思っております。

それで、どういうところが一気に落ち込んで80%台で落札されているかという傾向を私なりに分析してみると、競争性のある業者さんが入ってくる時は、比較的一気に安くなる傾向がありまして、そういった状況が今あるものですから、ぜひ、今入札のとき、特に指名競争入札のときは、総工費の金額によってある程度の参加業者数が決まっておりますよね。それをできる限り多くするとか、または競争性のある業者が参加できるような形で今後取り計らって、公平な競争入札をしていただきたいと思いますと思いますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） お答えします。

それぞれの設計金額、それと工事の内容によって業者数というのは、こういった事業についてはどんだけだということは決めておりますので、やたら広めてもよろしくないと思っておりますし、私どもとしましては、業者さんに対しては、それぞれ平等にチャンスを与えていると思っております。偏った指名はしていないつもりでありますので、今後こういった方法をきちんとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） 今偏ったほうにはしておらんということで、そうなんですけれども、ただ、結果としてこうした15%の開きがあるような原因は、やっぱりしっかりと調べた上で

対策を練っていかなといかないのじゃないかと私は考えておりますので、そのあたりについてはしっかりとお願い申し上げて、このあれはいいんですけれども、続きまして、今度は角度を変えて最低制限価格についてちょっと伺いたいなと思っております、平成26年度、これは公共下水の工事であった件が80%を超えている80.9%で最低制限価格にひっかかって、次点の93.6%の業者さんが通ったケースがありました。

その一方で、ことしに入ると同じ公共下水工事なのに78%や80%台で通っているわけでございます。そうしたら、去年80%で落とされて、ことしは78%でも通るといように私は見えたものですから、最低制限価格はどうのようにして算出しておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

最低制限価格の決定方法につきましては、御質問の下水道工事の場合は、一般土木の積算体系によって積算されております。予定価格に85%や80%といった一定の率を乗じて算出するのではなく、予定価格算出の基礎となった直接工事費と共通仮設費などの諸経費に、弥富市最低制限価格取扱要領に定めた率を乗じて得た額の合計額となっており、それぞれの案件ごとに予定価格に対する比率は変わってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 最低制限価格の取扱要領によって決められておるということで、それはもちろん事前に業者としてはわかっているものだと思いますが、ただ、私も見させていただいたんですが、かなり複雑なものになっておりまして、これは具体的に、ある業者さんが入札時に自分のところの計算方法で算出してももちろん入札してくるんですが、そうじゃなくて、事後、何でだろうと検算するようなことはできるのでしょうか。具体的な金額で。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

こちらの最低制限価格の算出方法につきましては、先ほど議員も言われましたような本市の取扱要領に定めてありますので、それによって業者様で積算をするということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） それで、かなり複雑な計算式を使っておりますので、業者さんとしては最低制限価格にひっかからんような状況で計算して通したつもりが、その計算式の違いからひっかかってしまったということがある可能性もあるので、そういった状況で、せっかくそうした金額で入札してきたのに対して、私のところはこれでできるということを出してきたものだと思うんですけど、それではじかれてしまったということがあっては、やっぱりその業者さんとしてもおもしろくないですし、市としてもいけないものですから、ぜひこうし

た最低制限価格については明確にわかりやすくしていただきたいと思っているんですけども。例えば、最低制限価格を公開することはできないのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

最低制限価格の公表の件の御質問でございます。最低制限価格の公表につきましては、各市町村の判断でございます。一般土木積算体系にかかる最低制限価格におきましては、本市が公表しております要領に記載されておりますので、ある程度は各業者さんの皆様に積算することは可能となっております。ただ、県内におきましては事後において公表しているところもございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） ぜひ検討していただいて、できれば公開する方向に持って行って、誰もがわかりやすく納得のいくような状況に今後していただきたいと思っておりますので、ぜひお願いして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に、横井昌明議員、お願いします。

○９番（横井昌明君） ９番 横井昌明です。私は、この９月議会に上程されている平成26年歳入歳出決算について質問いたします。

第１番目は、基金の状況からでございます。

平成22年度、21億4,685万円、平成23年度、21億4,979万円、平成24年度、21億2,699万円、平成25年度、21億2,911万円、そしてことしの決算で、26年度、21億3,136万円、これは５カ年間固定化されているように見えます。何の基金の額かおわかりでしょうか。これは、財政調整基金の決算額でございます。財政調整基金は、家計で言えば定期預金になります。果たしてこれだけの定期預金が必要なのでしょうか。

例えば、私は前回質問いたしました公共施設の地震対策、落下防止対策で言えば、人命にかかわることであり、数年前に建築基準法が改正され、施行しなければならないものであります。財政が厳しいとの回答でありました。まだまだほかに弥富市として緊急に行わなければならないことが多数あると思います。財政調整基金は大変重宝なものであります。税収の谷間等に一時借入金の財源にもなります。たくさんあれば、財政当局は安心できます。

しかし、財政調整基金を私は10億前後残しておけば、十分に年間の財政やりくりができると思います。今後、新庁舎、ＪＲの橋上駅整備等、資金が要ります。それは、基金の公共施設整備基金に積んできちっと整理すべきであると思いますが、どうでしょうか。基金をきちっと整理して財政調整基金が残るようであれば、また必要以上にあれば、事業に財政調整基金を使うべきであると思いますがどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

本市の財政調整基金につきましては、約21億円で推移しております。今度財政調整基金は、経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合や、緊急に実施することが必要となった事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費などの財源に充てることのほか、災害の発生時等により生じた経費の財源としても準備しておくものでございます。

本市では、東海・東南海・南海地震による大きな被害も想定される地域でございますので、災害復旧等のため、できる限り多くの基金残高を確保していきたいと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今後新庁舎や駅整備などに資金が必要となってまいりますので、基金を積み立てることができる状況になりましたら、公共施設整備基金を中心に積み立ててまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 僕は、財調がどのくらいあれば適正かという質問でございますけれども、たくさんあれば、それはたくさんあったにこしたことはないですよ、ぜいたく言っちゃだめだで。だけど、10億あれば僕は十分だと思いますけどいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、どれくらいあるかというのは、確保したらいいかというのは、それぞれの市町村の判断であると思います。これにつきましては、先ほど総務部長から御答弁申し上げましたように、当地域につきましては、震災による大きな被害の想定も予想されるところでございますので、できるだけ多く財政調整基金を確保しておいたほうがいいと考えておりますので、議員最初の御質問でもございましたように、20億、21億程度今確保しておりますので、この程度は今後も確保していきたいと思っておりますが、ただ、今後新庁舎や駅整備というものもございます。これが今の残高では公共施設整備基金だけでは補うこともできませんので、そういったときは財政調整基金も活用することが出てくる可能性はございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） だから、活用は基金に積んだらどうでしょうかと言っておるんですよ、公共施設整備基金へ。だから、これは公共施設をつくるために積む基金でございますので、当然それはいいんですよ。誰もあかんと言いません。だけれども、財調で持っておって、こんだけこのころ、毎年21億、21億と、そうじゃなくて、まだやる事業がいっぱいあるもので、だから、ある程度きちっと整理したらどうでしょうかと言っておるんですよ、僕は。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それぞれの担当のところから答弁するのと基本的には一緒なんですけ

れども、財調で持っておっても、あるいは公共施設整備の中で持っておっても、ある意味では共通する金の使い方になってくるわけでございますので、そういった中で公共施設整備が、大きくウエートをするということにつきましては、それはそれとして考えられるわけですが、財調を大きく減らしてしまうという形になります。一般財源という形の中で、運用していかなくちゃならないということがあるわけでございますので、公共施設の整備基金だけがうんと膨らむということについてはいささか疑問もあります。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 市長言われたんですけれども、財調と通常の基金、違いはどこにあるか知ってみえるでしょうかね。というのは、基金というのはきちっと条例で定められて、目的が決まっておるんですわ。公共施設整備基金、要するに基金というのは目的が定められて条例が定められておるんですわ。財調というのは、申しわけないですがフリーのお金ですね、これ。ですので、まだやることがいっぱいあるので、整理したらどうでしょうかと僕は言っておるんですよ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） だから、財調で持っておることが非常に応用性があるということを申し上げておるわけです。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） それは、21億という金額が適正であるということですね。それが、21億という金額は今の弥富市には適正な金額だと、財調の金額でいいということで21億をためておるということですか。そうですか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在の状況におきましては、21億が適正だと考えておりますが、ただ、今後のいろいろな新庁舎等の事業におきましては、やむを得ないということで取り崩すこともございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） わかりました。いつまで言っておっても平行線ということで、次へ移ります。

次に、平成26年度、今、平野議員からもちよつと質問ありましたけれども、市民税等の決算についてお尋ねします。

平成26年度決算で市税の調定額は81億9,110万円であります。そのうちの収入の未済額も入ってこない金額ですね。これが2億8,890万円であります。また、国民健康保険税、これの調定額は14億9,055万円であります。そのうちの収入未済額、入ってこない金額ですね。

それが3億3,345万円ありました。2税の収入未済額、要するに入っていない金額は、合計で6億2,235万円であります。この歳入未済額の対策は今後どうされるのか、お尋ねしたいと思います。

また、地方税法では5年で時効が生じます。税の公平性から時効の中断措置や収納対策をきちっとすべきであると思いますが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

初めに、平成24年度から3年間の市税と国民健康保険税の収入未済額を御説明いたします。

平成24年度の収入未済額につきましては、市税が3億8,871万円、国民健康保険税が3億9,133万円で、合計7億8,004万円でございます。25年度につきましては、市税が3億2,480万円、国民健康保険税が3億6,701万円、合計で6億9,181万円でございます。26年度につきましては、市税が2億8,890万円。国民健康保険税につきましては3億3,345万円で、合計6億2,235万円となっております。26年度と24年度を比較いたしますと約1億5,700万円、25年度では約7,000万円ほど減額となっております。収入未済額につきましても年々減少しておるところでございます。

収入未済額の対策といたしましては、先ほど平野議員のところでもございましたが、平成24年度より徴収員を1名配属しております。また、平成25年度より徴収グループへ職員を1名増員いたしまして、また西尾張地方税滞納整理機構へも参加をいたしておまして、組織や人員の強化を図っておるところでございます。今後も必要に応じ、差し押さえ等の滞納処分を実施し、納税意識の向上を図り、収入未済額が減少するよう努めてまいります。

それから、時効の中断措置や収納対策をするべきであるかどうかという御質問でございますが、時効の中断には、差し押さえ等の滞納処分、納付誓約書及び債務承認書の提出を依頼しております。収納対策といたしましては、順序として督促状、催告書、次に特別催告書を送付し、その後差し押さえ予告を出しまして、全く御返事等が無反応の場合につきましては差し押さえを執行しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今総務部長の説明で3年徐々に減っているという話でございますけれども、まだ6億ですよ。6億2,235万です。減っておると言いながら、多額の金額がまだ残っておるんです。今後ともいろいろ努力していただきたいと思います。

では次に移ります。

次は、不納欠損についてお尋ねします。

市民税の不納欠損額が1,561万円、国民健康保険税の不納欠損額が1,580万円であります。合計で3,141万円であります。不納欠損とは、税の徴収を決定する行為を調定といいます。

調定を行ったものの債務者がいろいろな原因で徴収の見込みがなくなったものを市町村が損失したものを不納欠損といいます。税の公平性から、1件1件きちっとした理由が必要であります。どのような理由であるかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 市税の欠損になる事由は、大きく3つの用件がございます。

1つは、一般的な5年時効が到来し、徴収権が消滅するときでございます。こちらにつきましては、地方税法第18条第1項でございます。

2つ目は、滞納処分 of 停止決定後、停止の取り消しの用件に該当せず、3年が経過したときでございます。こちらにつきましては、地方税法第15条の7第4項でございます。ちなみに、15条の7第1項第1号につきましては、滞納処分をする財産がないということと、15条の7第1項第2号では、滞納処分をすると生活が困窮する生活保護者、15条の7第1項第3号につきましては、納税者の所在、滞納処分する財産がともに不明であるということです。

それから3つ目でございますが、滞納処分 of 停止決定時に即時欠損処分としたときでございまして、こちらにつきましては、同法第15条の7第5項でございます。第1号要件による執行停止をした事案のうち、回復の見込みが明らかにないものが該当するということでございまして、例といたしましては、法人が破産し、商業登記簿等が閉鎖された場合や、外国人が出国して再入国の見込みがなく、滞納処分を行う財産がないと判断される場合が該当いたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これで終わらせていただきますが、今回の質問につきましては、広範にまたがるものについて質問をさせていただきました。決算特別委員会がございますので、各課にまたがる詳細については、そこでさせていただきます。以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は11時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、一般会計と国民健康保険と公共下水道、集落排水の特別会計に関連をいたしまして、決算認定に当たっての質問をさせていただきます。

まず最初に、平成24年から26年度、3年間の個人市民税、固定資産税、国保税のおおのの滞納処分 of 停止の件数及び金額についてお尋ねいたします。まず最初に、その金額につい

てお尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

滞納処分の停止件数及び金額でございますが、平成24年度につきましては、市県民税が26件で323万6,600円、固定資産税が3件で7,535万3,307円、国民健康保険税が16件で191万3,050円の、合計45件で8,050万2,957円でございます。25年度につきましては、市県民税が69件で1,022万8,452円、固定資産税が13件で1,860万2,408円、国民健康保険税が51件で1,005万2,559円の、合計133件で3,888万3,419円でございます。26年度につきましては、市県民税が41件で363万7,954円、固定資産税が15件で783万4,881円、国民健康保険税が23件で511万6,230円の、合計79件、1,658万9,065円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、皆さんのお手元に配付させていただきました裏表B4の1枚の資料がございますが、その手書きのほう、これに市民税と固定資産税と国保税の平成20年度から26年度にわたる現年分の収納率と、それから滞納繰越分の収納率と金額を入れてあります。そして、市税と国保税に分けて延滞金についてもそれぞれ入れてありますからごらんいただきたいと思いますが、これを見ますと、個人市民税の収納率は、平成20年度の97.07%から26年は98.76%で1.09%伸びておりますし、それから滞納繰越分につきましては13.08%から28.74%と2倍以上になっております。固定資産税につきましては98.59%から99.33%、滞納繰越分につきましては18.91%から23%、両税合わせた延滞金は、20年度、21年度は900万円だとか700万円、1,000万を切っておりましたのが、23年度から1,800万、2,500万、26年度は2,700万と急増しております。

特に国保税は、収納率が91.2%が93.7%で、2.5%ふえたとはいえ、なかなか大変な状態でありますし、滞納繰越分は、その中で15.6%の20年度5,840万円から26年度は23.7%、8,630万円と急増しておりますし、延滞金につきましては、これも700万、300万、400万というような状態が20年から22年の状態でありましたが、23年以降は、1,500万、2,300万、2,200万、1,900万と急増しております。もちろん、この納税の義務を果たしていただく公平な税収をとということも、税務行政の市行政の非常に大事な事業であります。もう一面で、健康で文化的な最低生活の保障ということで、最低生活費非課税の原則が地方税法などでも定められておりますし、市条例でも定められておりますが、当然、これほどの収納率を上げる場合には地方税法などで定められております。要するに、この最低生活費非課税の原則を、もう一歩で実際に健康で文化的な最低生活が営めないような状態に陥っている市民に対しては、生活保護以外の方法で支援をするということで、その場合、生活保護法よりも他の法律や制度が優先するということでもありますから、市税等の減額や免除は非常に大事な市の仕事

であります。

この間、納めていただくということでいうと、今見ていただきましたとおり、相当大幅に改善をされておりますが、先ほど述べていただきました滞納処分の停止、これはそういう滞納処分、要するに取り立て、差し押さえをしたり、それから徴収することによって、その人たちの健康で文化的な最低生活が脅かされるということで、これは本人の申し出ではなくて市の調査によって決定をすると、こういうことが定められておりまして、本人の申し出がなくても、そういう最低生活に食い込むような負担はさせてはならないということが定められており、市町村長にその責任が負わされているわけですが、年間、この市県民税では26件、69件、41件、最も厳しい状況にあります国民健康保険税についても、16件だとか51件だとか23件で終わっている。固定資産税の先ほど言われました24年度の3件の7,500万円のうちの多分7,000万円を超えるぐらいは、これは企業が倒産した分ですね。だから、ほとんどこの年なんかは固定資産税についてはそういう対応がされていないということを言わざるを得ません。

以前からこの改善を求めてまいりましたが、なかなか実際は思うようにというか、恐らく必要な状況が満たされていないというのが、今報告された数字だと思いますが、今皆さんにお配りしました資料の裏側に、これは新聞記事の写しであります。埼玉県のある市の例で、税の延滞金払えない、100万円減免できたという記事が掲載されておりまして、これは自治体独自の減免制度で、左上にあります表の一番下に、地方税法326条3項、市町村長は、やむを得ない理由があると認める場合、延滞金を減免できるということで、自治体に、これはできると書いてありますが、できる措置ではなくて、しなければならないと定められておりますが、当市においてはこの減免の規定が設けられていないと思いますが、いかがでしょうか。どのような状態で延滞金の減免の規定は当市で実行されているのか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） お答えします。

本市では、規則とか基準は設けておりません。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） だから、滞納処分の停止だとか救済する措置は不十分だけれども、一方ではあるんですが、延滞金の減免という法律で定められた要件が、弥富市の施策の中では実行されていないと。ただし、非常に、今お配りさせていただきました表の手書きのほうを見ていただくと、平成20年から22年までというのは、それ以降と比べて際立って少なくなっていますよね。これは、当時弥富市はそういう明確な基準は決めていなかったけれども、私も何回か記憶がございましたが、大変な人たちが、特に国民健康保険なんか頑張って元金を

完済すると、延滞金分については大変な状態だから結構ですよといって、事実上免除してきたというのが、非常にファジーな面がありましたが、そういう状態がございました。ある時期課長になられた方は、やっぱり以前の市行政にはそういう暖かさがあったけど、だんだん今は取るほうにしっかり力を入れておるけれども、そういうことについてはやっぱりちょっと考えなきゃいかんと言われた方もございますが、問題は、やっぱり法律で定められた要件が市の行政の中で制度的にも確立されていないということはやっぱり大変な問題でありますし、しかも、この滞納処分の停止もそうなんですけど、当然、この失業だとか倒産だとか、そういうこともありますけど、もう一方で、特に税金の場合は、本人や家族の病気だとかけがだとか、こういうことによって収入が低下したり、特別な支出がある場合も、そういう軽減の対象になることになっておりまして、したがって、後になって、例えば延滞金の減額だとか免除ということにつきましても、当然滞納処分の停止になった人はそれでなっていくわけですが、そうでない人についても、その滞納が発生したときの状況によって、今申し上げましたし、この記事にも載っておりますように、減額するような仕組み、制度ということがありますので、ぜひこれについてはしっかりと御検討いただいて、法律に基づいた弥富市の責任を果たすようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

私どもとしては、過去3年間の、先ほども所管がお話しさせていただきましたけれども、滞納処分の停止件数というのが、それぞれの県民税、固定資産税、保険税という形の中で比較して、額的にも非常に少なくなっているという形で、税の公平さということに対しては一定のお願いをしていかなきゃならないと思っておるところでございます。

しかし、さまざまの税に対して減免制度というのは今設けておるわけでございますけれども、延滞金というところまでに、その制度がないということでございます。その対象の方が、どう生活が変化されてきたのか、あるいはどう収入のあり方が変わってきたのかということについて、個々にお話を伺っていかんやならないと思っておるわけでございますけれども、延滞金に対する減免制度につきましては、これも一遍我々としては研究させていただきたいというか、他の自治体等を踏まえて勉強させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 先ほど総務部長が横井議員への説明の中で、この滞納処分の停止は生活保護だとかというような説明があったんですが、生活保護は当然ですが、もともと法律の趣旨は、さっき私申し上げましたように、この納税をすることによって、あるいは延滞金を納めることによって、健康で文化的な最低生活の状態を脅かされるというような場合には滞納処分の停止によって救済するという仕組みでありますから、どちらかというと本市の場

合は、減免分については生活保護基準の1.何倍だとかというような基準も設けておりますが、この滞納分については、当然払っていただくものを払わなかったということで、やっぱり生活保護基準以下みたいな考え方があって、非常に厳しい対応がされております。

だけど、もともと税金が発生したときに、病気だったり、けがだったり、倒産だったり、あるいは失業だったり、こういうやむを得ないような事情で発生したときに、残念ですが、少なくとも当市が滞納処分の停止だとかそういうことについて言うと、どっちかという生活保護になった人だとか、それから、もう当然いなくなって取りようがない人に対してはやっておりましたが、この税法上の救済措置としてきちんと位置づけて、滞納処分の停止というような方法で対応しなかったことも、また皆さんが長いこと延滞金を引きずって、以前のは毎年14.6%ですか、最近やっと新たなものについては年間9.何%に改善をされたという経緯がございますので、ぜひそういう発生の時期、理由によって、この多額の延滞金を引きずっておる人たちについて言うと、きちんと対応できるというか。いただくほうについては全くシビアに、もう払うのが全く当然で、借りてきてでも払えとか、場合によっては、もともと機構なんかのやりとりの中では、要するに、払わなかったから今の生活ができておるんだから払いなさいということですが、ただ地方税法、特に住民税、国民健康保険税もそうですが、前年の所得による課税ですので、当然いろんな事情で困難な状態があるわけですから。

だからこそ国保は、市町村長がもともとの税法上の軽減措置や滞納処分の停止という救済措置があるところに加えて市町村長が認めるものということで、それぞれ条例で決めてあるわけだね。ところが、今言った延滞金については、弥富市は条例もないと。それから、固定資産税もそうですよね、固定資産税も、例えば生活保護の人の場合ですと、分譲住宅程度の住宅がある人がそういう生活困窮に陥った場合には、財産を理由に生活保護を断るとかそういうことはなくて、当然固定資産税も免除されますよね。

ところが、この辺の健康で文化的な最低生活の一つには当然居住権もあるわけですから、固定資産税についても同じような考え方で、要するに市条例の中に、あるいは規則の中に定めて軽減をしていくということが求められておりますが、ここも残念ながら弥富市はまだ設けておりませんので、この点につきましても、あわせて一つ御検討いただいて、きちんと当然いただくことと同時に、そのことによって最低生活を脅かすとか、あるいは生活保護基準以下なら当たり前だということではなくて、というのは、生活保護の計算をするお金は本人が負担をする医療費や保険料は全部除いた分ですからね。当然私は延滞金であっても、そういうものを含めて考えた金額以下の状態については滞納処分の停止も該当する、新たにすることも該当しますが、こういう延滞金だとか、あるいは滞納分についてもですね、現年度分については割方緩いと言っておかしいんですが、延滞金については、その生活保護の基準

以下というんですが、この基準というのは、もう1回繰り返しますけれども、医療費だとか、保険料だとか、税だとかという、こういうものを通常の人には負担をするわけですが、生活保護になった場合には負担しなくてよくなりますので、そういうことも含めた妥当な市の規則や条例を定めてやっていただく。そして、この滞納処分の停止については、本人の申し出がなくて市の責任であることですから、ぜひここがもっと法律の趣旨に沿ったものになるような努力をあわせてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員と少しかみ合わないかもしれませんが、そもそも滞納がどういう理由で始まったかということについては、その方その方の理由があるわけでございますけれども、そこをしっかりと我々としては把握していかないと、それがその延長線で延滞金まで重なってくるというようなことに対して、その一番最初のところの滞納の個人のあり方、これはいろんな形の今は滞納はあるわけですね。払っていただけるんだけれども払わないというような意思の方もお見えになるわけですね。そういった意思の方に対して、その滞納がまた延滞したということに対して、我々は一定の減免をするということは基本的にはおかしいわけですね。

だから、そういうようなことも踏まえて、やはりその滞納の原因がどこにあるのか、それぞれのところを調査をしっかりとしないと、延滞金に対してその減免制度を応用していくということについては少し飛躍するところもございますので、我々としては、いろんな自治体も勉強させていただきながら、延滞金における減免制度を少し考えていきたいと思っております。全ての人の滞納の延滞金が私は適用はされないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 私も全てやれなんては全く考えておりません。当然、原因や責任、これに基づいて対応する。ただし、だからといって、じゃああなたはそういう横着なことをしてきたから生活保護基準を割り込んで、あるいは通常生活保護の人たちができる程度の生活よりももっと厳しい条件で出しなさいということは、やっぱりこれは健康で文化的な生活の保障、あるいは現在の所得状況だとか、そういうものによって一定の緩和はされるべきであると思っておりますので、そういうことで、ぜひこの延滞金の問題と、固定資産税の問題、滞納処分の停止という現年分、現課税分に対するのもそうですが、過年度分にもそうですが、要するに、それ以上、いつまでも延滞金を引きずらなくてもいい一定の条件の人たちについて早く手を打っていただくという、このことをぜひ改善をしていただく、具体的な検討を早急にしていただくということを申し上げて次の質問に移らせていただきます。

次は、比較的簡単な質問なんですが、子供の貧困防止対策が今非常に深刻な問題となっております。特に学童につきましては、弥富では就学援助、決算書の事項別説明書の中には準

要保護というような名目で記載をされておりますが、ここの人たち、それから一部は、例えば修学旅行の費用なんかは生活保護の家庭の児童につきましても、通常の給食費だとかそういうものは生活保護費で給付されますが、修学旅行なんかで、中学校だと多分5万円ぐらいかかると思うんですが、これは本人や家族が払っておいて後で給付すると、その間が多分、5月に行けば1学期の後で払いますからかなりあるんですね。生活保護家庭にとって、5万円を新たに工面するのは全く厳しい話だし、それから、それに近いような状態の人たちも含めて、市が決めた基準までの人は申請すれば認めるというふうになっておりますが、やっぱりそういう多額な支出は、もう本当に耐えがたい人たちがおりますので、ここはぜひ、その認定された子供たちに対しては、今も支払いがほとんど振り込みでされている関係だと思いますので、ぜひ、要するに医療費のような現物給付というか、そういう格好でできないでしょうか。全体的には、給食費も現物給付にして支給しているところもございますので、ぜひこれは一日も早く、私も何人か去年も、ことしも相談を受けたことがあるんですが、本当に困り果てておりますので御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

就学援助費のうち修学旅行費については、小学校2万円、中学校5万円を該当学年の7月に支給しているところです。修学旅行費につきましては、小学校は4年生から、中学校は1年生から学年費の一部を修学旅行費分として積み立てをしております。したがって、学年費を滞りなく納めていただければ修学旅行費の未納はないかと思われまので、現行の支給月である7月、12月、3月の変更は考えておりません。なお、就学援助費を受給されているにもかかわらず、学校への支払いが滞っているなどお困りの方については、教育委員会へ御相談をいただきたいと思います。

それから、月々学年費を積み立てしていただいているということから、一度にその修学旅行費である2万円、5万円を徴収するということではございません。

それから、その就学援助を認定させていただくに当たっては、当初の申請、その年度になりまして5月1日までとしているところです。それで認定事務を、その年度のいわゆる所得、住民税、そういったものが確定してから行いますので7月の初めになります。修学旅行は5月にありますことから、認定前にその年度の分の旅行費を支給することはちょっと難しいかなと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ああ、そうですか。すると、私が聞いたのは、そういう多分積み立てのお金じゃなくて、お小遣いだとかそういうものの話だったかな。私は、修学旅行のお金だと言うものでそういう費用かなと思っておったんですが、それは私の誤解ですから、じゃ

あそのように今後相談があったらまた話をしますが、ただ問題は、先日も私のほうでもちょっと困った人の相談を受けて、紹介させていただいて申請させていただいたことがございますが、なかなか今のこの所得による説明だとか、それから持ち家の場合とアパートに住んでいる人たちの場合ではかなり差があるんですよね。その辺がある程度わかるようなやっぱり説明はぜひしていただきたいと思うんですね。何か、やっぱりよっぽど特定の貧しい人しか対象にならんような理解をしておって、生活保護の次みたいな気持ちでおって、うちなんかは対象にならんだろうと思っておるんですが、実際には、今若い夫婦でアパートで2人も子供を育てておると、私は相当対象になる人があると思いますので、その点では、多くの人たちが実際にわかるような説明、前に申し上げたことがあるんですが、その辺ではもう一つ御尽力いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

経済的な理由によって就学困難なお子さんをお持ちの保護者の方に学用品購入費や学校給食費などを援助する就学援助制度の周知についてでございますが、少し制度について説明をさせていただきますと思います。

教育を受ける権利や教育の機会均等という法律の運用を根拠としておりますが、その対象となる就学困難とされる児童・生徒の認定方法を市町村の裁量に委ねているところがあり、居住する市町村によって就学援助制度の対象となるかならないかの差異が生じる事態となっております。準要保護世帯については、市町村が独自の認定基準を定め、就学援助制度として援助に努めているのが現状です。本市におきましては、平成25年の生活保護基準の見直しが行われた後も従前の認定基準で運用しております。現行は生活保護基準の1.2倍でございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

対象者全ての方に援助が行き渡るよう周知につきましては、就学援助についてのお知らせという案内を、入学式、始業式、学校を通して、全ての児童・生徒の保護者への配付や、広報、ホームページへの掲載もしております。また、小・中学校においては、希望者の取りまとめや、給食費、学年費等に未納が生じた場合には、保護者へ就学援助制度を説明するよう取り組んでおりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） それでは、念のためにお尋ねしますが、弥富市の基準は、たしか生活保護基準の1.2倍の所得と今説明されたことだと思いますが、これは、例えば給料をもらっている人だと、給与の総額ではなくて給与所得控除後の額ということでしょうかということと、ちょっと二、三あわせてお尋ねします。

それと、そこから控除されるのは社会保険料のほかには何が、生活保護基準の中から今言っ

た給与所得控除後の額が所得だとすると、そこから控除されるのは、社会保険料は当然国民健康保険税だとか国民年金の費用、負担だとか、それから会社でいうと健康保険と年金の払った費用などはたしか控除されていると思いますが、そして、アパートにおる人については、家賃が生活保護基準の範囲を当然超えておると思うんですが、生活保護基準の範囲までの家賃はまた控除されるとか、大まかに言うとそんな仕組みだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） まず、認定の基準である所得については、給与収入であれば給与所得控除後の額であります、社会保険料等の控除前の金額で判定をいたします。

それから生活保護基準においては、その方が、その世帯がもし生活保護を受けたとすると、最低生活費が幾らになるかということを算出し、その1.2倍までの範囲であれば認定させていただくということでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） たしか、以前だと社会保険料なんかは控除しておったと思いますが、それは今なくなっておるということですか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。ちょっと訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

給与収入の場合ですと、給与所得控除の金額があつて、それが所得金額となります。そこから、社会保険料とか生命保険料とか損害保険料控除を引いた後の額で判定させていただきます。おわびして訂正申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） わかりました。変わってないということです、そんな変わっておるとまたびっくりします、よかったです。なるべくそういうことが、なかなか御本人たちがわかっていないものですから、ちょっとぜひ工夫をして。

それでは、あと集落排水及び公共下水の特別会計に絡んでお尋ねいたします。

まず集落排水でございますが、現在弥富市では、旧弥富町で3カ所、先ごろ完成いたしました十四山地域で全域を含む4カ所がいよいよ供用が始まっておりますが、これは公共下水道のほうも似たような傾向があると思いますが、当然、想定の人口に基づいて使用水量が、計画水量が定められて、これが多分経費計算の根拠になっておると思うんですが、実際に、ほとんど九十何%接続しております旧弥富の3場だとか、十四山の初めの2つですね、ここで見ましても、計画日平均水量に比べて弥富の場合は51%、53%、54%、それで十四山の1つのほうは53%、1つのほうは39%ということで、もしこの計画水量を基準にして収支見込みなんかを立てておれば、もう全然違ってきますよね。

それと実際に、例えばこの今期の決算額で見ますと料金収入は6,563万9,000円、これに対して、実際にそろそろ大型修理が発生しておりますので、それも含めた支出につきましては1億1,460万9,000円ということではありますが、なおかつ本来は、利息なんかは実際の水道料金なんかはそうですが、経費に含まれてきますから、それを入れますと、例えば、割方高額補助ですから公共下水とは違いますが、それにしましても、26年度でも利息だけで3,659万1,000円、元金も補助率が高いから公共下水に比べると大幅に負担は少ないんですが、それでも6,819万5,000円を払っております。

そうしますと、ちょっとそんな単純な計算はいかんわけではありますが、それにしましても、実際の今言った支出だけで2億1,939万5,000円ですから、収入の6,563万9,000円を差し引きしますと1億5,375万6,000円の支出超過という状況。原価計算やそういうのを初めからせずに集落排水も公共下水もやっておりますが、集落排水については、そろそろ電機械設備の大規模な更新時期が迫っておって、どうするかということがすごく問題になったんですが、とりあえず、以前は公共下水に接続すればという話だったんですが、農水省で補助金を出して対応するということを決められてそのまま存続していくことになっておりますが、要するに、そういう費用は全然蓄えられないままどんどん補助金で負担するなり一般会計で負担するという仕組み、公共下水も似たようなやり方をやっていますよね。

だから、こういう事業に、特に公共下水道事業に着手するときに、当時はまだ自治省だったと思うんですが、今は総務省と言っていますが、ここから、実際にこの事業を実施した場合に、どういう費用負担が発生して、行政の負担がどれだけになって、市民負担、住民負担がどれだけになるかを計算して、やっぱりよく相談してやりなさいということが何回か繰り返してやられてきたんですね。

私たちがそれを要求したんですが、当時の愛知県も弥富町も、そんなことをしておったらやる人が誰もおらんと、実際にこれだけお金がかかりますなんていうことをやったらということで、自治省はそう言っておるけど、今のやり方で日本中がやっておると。建設省もオーケーと言っておるし、県も応援してやると言っておるからいいじゃないかということでやってきておりますよね。

そうすると、私、公共下水のこの間の全体をちょっと見てみましたが、料金収入は本年度で6,600万で、愛知県に利用料負担金として5,400万負担をしておりますから、ほとんど手元に維持管理の費用は残らないのが今下水の実態なんです。私、前から申し上げておりますが、やっぱり事業を、今簡単に一緒にやり出したんですから中断するとかそういうことはできませんから、やっていくにしても、こういう事業計画、財政計画になって大きな矛盾を抱えているということも見ながら、ぜひこういう人口減少に向かっていくときであります。

例えば、人口問題で全体でわかっておりますのは、旧弥富はちょっとわからんですが、

旧十四山でいうと計画人口が9,340人ですが、現在の実人口は5,642人ですよね。だから、本
当に過大な計画にして後年度負担が発生することについて、計画時から私は想定できたにもか
かわらず、これは弥富も一緒ですよ、十四山だけじゃなくてね。集落排水の場合は、農水
省が自由化対策でお金をもらって、そのかなりの部分をつぎ込んだこともあって、どんどん
高度化してお金のかかるものにしていったという経緯があるんですよね。こういう流れの中
で今、集落排水にしても公共下水事業についてもやっておりますので、一度、今いろいろ10
年間での実施計画を弥富市としては今検討していますが、やっぱり効率の本当によくないと
ころをどうしていくかという問題も含めてしっかり御検討いただいて、余り後年度負担にな
らないような工夫はぜひしっかりしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

弥富市の汚水処理につきましては、平成23年度に見直しをした污水適正処理構想に基づき
まして、汚水処理施設（公共下水道・農業集落排水・コミプラ・合併処理浄化槽）の整備を
進めておりますが、平成26年1月に国が公表しました持続的な污水処理システム構築に向け
た都道府県構想策定マニュアルに基づきまして、整備区域の見直しとともに、先ほど議員も
言われましたように、今後10年程度を目標に、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、
各種汚水処理施設の整備がおおむね完了することを目指しまして、効率的かつ適正な整備資
本を選択を進めるということで、10年整備概成を目指したアクションプランの策定を平成27
年度に今行っている状況でございます。その中で、この10月に整備が遅くなる市街化調整区
域の方を対象にしまして整備資本のアンケートの実施、意向調査ということでしまして、あ
とそれと市民等を対象にしたパブリックコメントも実施し、その内容を整備計画に生かした
いと考えておる状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 公共下水、私どもの地域というのは、日光川流域の中では大変遅い状
況の中から実はスタートしていることは、もう三宮議員も御承知のとおりでございます。構
成自治体の整備率も非常によくないと、まだまだ進んでいないというのが現状でございます。

先ほど、私どもの開発部長から話がありましたように、10年概成という中で、10年でどこ
までやれるんだという中で、国はそのプランを出しなさいと来ておるわけでございますけれ
ども、このプランの中身については、私は工法も考えなきゃいかんと思うわけですね。さま
ざまな工法があらうかと思っておりますけれども、例えば一番お金のかかる推進工法だとか、
あるいはそれにかわるような開削工法というんですかね。国土交通省というか、もっと極端
なことを言うと、例えば人口的に密度がないところについては、地上をはわせてでもどうだ
というような形で、そこまで工法を考えながらでもやるのかというようなことも言われてお

るわけでございますけれども、それは少し極端なわけですが、工法等も考えながらやっていかなきゃいかんわけですが、とにかく10年でしっかりやっていくということをまず基本としていきたい。

そして、その後につきましてはアンケート調査もとるわけでございますけれども、アンケート調査そのものが全てではないと思っておりますので、これはやはり次の時代の環境衛生に対して、やはりそういう調整区域内においても、これは私たちとしては考えていかなきゃならないということがあるわけですので、そういう調査の内容についてはしっかりと受けとめていくわけですが、問題は一番、やはり国が継続的に補助してくれるかどうかなんです。今2分の1の補助でこの公共下水をやっておるわけです。非常に大きな予算という形の中で特別会計でやっておるわけでございますけれども、我々が要望するには補助金が来っていない。もう7掛け、8掛けということの状況の中で10年概成と言うけれども、工事の進捗はおくれてくるわけですね。どんどんおくれてくる。2割、3割が1年でおくれてくるわけでございますので、10年ということになると非常に大きな単位の中でのおくれがある。こういったことを我々としては国へしっかり要望していかなきゃならないとは思っております。そういったものが継続的に、やはり国からの補助ということを4市2町1村、それぞれのところでこれからもお願いに上がりながら、しっかりと未来像を描きながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 特にこの弥富市だとかこういうところは、やっぱり全域が人が住める区域ですから、実際の表面的な山林なんかをたくさん抱えた豊橋市なんかと比べても、河流域の人口密度というのが低いんですよ、うんと低い。だから、どうしてもこの管路が長くなるわけですね。前に水道のことでちょっと先日お話ししたように、豊橋市が5メートル幾ら、こっちは9メートル幾らとか、高くなるに決まっておるんですね。

しかも、集落排水が計画人口1人当たりじゃなくて、今の十四山で9,340人に対して実人口5,642人ですから、今の実人口で全体の事業費を計算すると百三十何万になるんですね。流域下水ですね、県が施行分と弥富市や各市町村の施行分を合わせると、やっぱり120万前後になると思うんです。そうすると、やっぱり今、国の補助金と言っておるんですが、みんな起債で来るもんですよ。1,000兆を超えて、格付も、何か先日新聞に載っておったんですが、余り名前を知らんような国と同じ格付だと。先進国の扱いではもう全くなくなって、中国よりも大分低い格付に今なっていますよね、日本の国債。

こういう状況を考えたら、やっぱり私はこんな多額の将来負担を残す、市民の皆さんにとってもそうなんです、相当一考を要することであるということと、もう1つは、合併浄化槽というのは、今相当工夫されて威力が高いものになっております。既に15年ほど前だった

と思うんですが、まだ安井光子議員や原沢議員も十四山の議員としてやっておられたところに、私たち一緒に、今は合併市になっておりますが四国の香川県、寒い川の町と書いて寒川町というところ、ここは雨が降らないところですから、側溝や何かの排水というのはほとんど家庭排水なんですよね。そこが、基本的にとっても公共下水はできんから合併浄化槽を使ってやるということでやりまして、国会でもこれは八田ひろ子議員、当時の参議院に取り上げて紹介して、当時の大臣は、全くそういう方向でやっぱり考えていくべきだということを言っていたんですが、やって、結局そういう側溝の水が、あっちは雨が降らんところですかね、瀬戸内海の周辺というのは、基本的にそういう水の中で、蛍の宿主になるカワニナがたくさん住んでいて、蛍がいっぱい、合併浄化槽にずっと、基本的に町の基本方針も下水道をやめて合併浄化槽に切りかえてやった。中心市街地は、結局よう手をつけていないと言っていましたけど、周辺はもうそれでやった。そこはそういうふうになっておるというんですね。

弥富もかなり調整区域はそういうことができる場所ですし、今の公共下水、流域下水合わせると、1人当たり120万前後にたしかなると思うんですが、合併浄化槽ですと今100万はしないですよ、1戸当たり。そこへ国の補助なんか結構ありますので、一度そういうことも含めてしっかり御検討いただきながら進めていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

本案13件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第43号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第15、議案第43号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 午前中からの本会議に続き、私どもが追加補正予算という中で上程をさせていただきますので、お時間をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申

し上げます。

本日提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第43号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、仮庁舎移転に伴う関係費用と、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路整備調査設計委託料を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 議案は総務部長に説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議案第43号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億3,366万7,000円とし、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正を計上するものであります。

歳入予算は、財政調整基金繰入金1億5,290万円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、議会費におきまして仮庁舎議場設備等工事請負費590万円、総務費におきまして仮移転業務委託料2,900万円、仮庁舎改築等工事請負費9,600万円、土木費におきましてＪＲ・名鉄弥富駅自由通路整備調査設計委託料300万円、消防費におきまして防災無線等移設工事請負費1,700万円であります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 早川公二議員。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二です。

ＪＲ・名鉄の自由通路整備調査設計委託料ということで、今年度300万円見てあって、債務負担行為で4,700万円となっておりますが、今年度、この300万というのはどういうことであって、またこれは来年度4,700万でどういったことをということを詳しくお聞かせ願います。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） それではお答え申し上げます。

本年度の補正予算300万円でございますが、これは具体的には、ＪＲに私どもこの契約をさせていただくことになるんですが、そのＪＲに対する管理費相当分を今年度分をお支払いするということになります。残り4,700万円分につきましては、28年度で今回債務負担行為をお願いするわけでございますが、そこで調査概略設計費及び28年度分のＪＲへの管理費をお支払いするということになります。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 300万円を管理費って、この管理費ってちょっとわかりにくいんですけど、もう少しわかりやすくちょっと教えていただけませんか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 具体的には、我々がＪＲに業務を委託するわけなんです、ＪＲはまたコンサルですとか、いろんな調査会社に業務を委託するものですから、そういった設計書をつくったりだとか、そういったものに関する費用でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ちょっといまいち理解しがたいんですけど、確認なんですけど、通常、市で保育所をつくったりだとか庁舎をつくったりする場合は、市が業者を選定して入札等で決めていくということですよ。300万円のこの管理費というのは、ＪＲが今後管理していく、会社を選定するとかって、そういう意味なんですか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） ＪＲに全てをお願いすることになりますので、ＪＲの自分のところの基準とか、資格を持った業者に業務を委託することになります。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） となると、この来年度の4,700万円も、結局ＪＲが勝手に決めていくというか。ということは、じゃあ、市で入札等をする場合は競争で4,700万円で見積もってあっても、半値までは行きませんが、結構競争してコストカットできるんじゃないかなと思うんですが、これはＪＲがやるとなると、このままの金額でということも十分考えられるということですか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 債務負担行為というのは、限度額をお示ししてございます。ですので、それ以上かかることはないということで、現実的に来年度、ＪＲが業務を発注して、契約をして、そうすると精算額というのは通常発生することになると思いますので、4,700万全てかかるというものではございません。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） これなんですけれども、この間全協で図面を示していただきましたけれども、概算で20億ぐらいとなっていましたよね。これ、もっと安く、至ってシンプルに、反対側に改札をつくったらどうかと思うんですが、それは考えられないんでしょうかね。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 今の御提案の件でございますが、それにつきましては、私も一番最初に、鉄道事業者にこういった案はどうだと、そういうことを提示しました。し

かし、新たに駅をつくるということは、将来にわたってその駅を管理していかなきゃいけないということが、要するに将来的にそういった費用が生じる。

それともう1点、弥富の駅の場合はちょっと特別な形態になってございまして、ＪＲの施設を名鉄が、要するに借りている状態での駅の業務形態となっております。そういったことから、例えば駅北側に改札を設けて、それでその改札からＪＲ、名鉄と双方に行けるようにするという多分お話だと思うんですが、費用がかかるという面と、最近はＩＣカードとかでタッチして入れてしまうと。そうすると、鉄道に用のない人がそれを使って反対側まで行ってしまう可能性もあると。本当の利用者じゃない人も使われる可能性があるということで、セキュリティーが確保できないと、そういったことで採用はされませんでした。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○６番（早川公二君） といっても、今、名鉄線で木田駅と甚目寺なんかですと両方ついているじゃないですか。だから、別に交渉すればいけるんじゃないのかなあと思うんですが、そういう答弁でしたらいいんですが。

それと、これはＪＲ、名鉄のところに自由通路をつくるということなんですが、全額市が負担しなきゃいけないのか、ＪＲ、名鉄もちょっとは持ってくれるのかお尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 基本的には、今回の計画の原因者というんですか、事業の施行者というのは市になりますので、大半の部分が市が負担することになります。ただし、現存している駅の残存価値分ですとか、そういったものに関しては差し引きをして、あとバリアフリーの関係で、本来鉄道事業者が持つべき部分については鉄道事業者の負担となります。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○６番（早川公二君） 何かＪＲ、名鉄にもメリットがあるような件だもんですから、向こうの言いなりになっているようでしか見えないんですよ。だから、もっともっと粘り強く交渉をしていって、20億って結構な金額じゃないですか。先ほども調べたら白鳥保育所が7億円ですか、それで庁舎が四十何億とかってなっていて、駅で20億といたらどれだけ立派なものができるのかなあって想像しちゃうんですよ。でも、この間の案の図面を見せていただくと、何でこれで20億もかかってしまうんだろうと思ってしまいますが、20億かかる理由というのがあったら、要はボーリング調査にとか、線路上であるからとか、ちょっと納得いくようなことがあったら言っていただきたいんですが、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 20億、21億という数字を申し上げたかと思うんですが、その金額につきましては、ＪＲから聞き取りをしておる金額でございまして、現実的にまだ設計を何もやっていない状況です。そういう中で、他駅の同規模の駅の面積ですとか橋の長さ、

そういったものの案分から出した数字だということです。

ですので、地盤の状況、弥富市の場合は余りよろしくない状況ですので、そういった部分で費用が多少ほかの地盤のいいところに比べればかかることもあるでしょうし、もう1点、鉄道ですので絶えず電車が走ってございます。そういう中での作業。昼間やれない工程とかもございます。そうすると夜間施工になります。当然人件費も全て高くなってきます。そういったことで、通常お考えの費用よりは高くなるのかなあとと思っています。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 最後に確認なんですけれども、来年度で自由通路整備調査設計委託をして何年後に完成かということを、大ざっぱでもいいので、済みませんをお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） まだ概略設計が終わった後に、都市計画決定ですとか、そういった法手続もございます。その後、詳細設計と工事と入っていくわけなんですけど、おおむねというんですか、32年度末がバリアフリーの期限ですので、鉄道事業者としても私たちとしても32年度末、33年の春に終わらせたいなあと考えておるんですが、ただ、今の工程からいくと、今回の業務の中で詳細な工程は作成するわけですが、ひょっとしたら、今ある古い跨線橋ですとか、そういった部分の撤去は33年度に持ち越すかもしれないという話は少し聞いております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） わかりました。最初に言ったように、本市の負担を少しでも少なくするように、ＪＲ、名鉄さんにしっかりとかけ合ってくださいますことを要望して、以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤ですが、私も名鉄とＪＲの関係について、意見というか要望と同時に質問を申し上げておきたいと思います。

この課題は、もう出たり入ったりして予算で、議会でいろんな形が生まれていました。前回、農協のしもうときにも、あの用地を買うということが議会で説明を受けたことがあるんです。当時の議会はよろしく早期にやっていただきたいと、こう申し上げたことがあるんです。それで現地調査もいたしました。それで議員の中には何人かそのことを承知をしていると思っています。

もう1つは、国鉄当時ならば全面的に、安全問題を含んでいろんな形でこの問題は解決ができたでしょう。ただ、私は今、ＪＲとしていろんな形で東海の中で聞いていることは、60

カ以上の要望がある。バリアフリーも含みながら。弥富市もそれぞれ大変な努力もあっただろうとこのことに向けて、私も一定の理解をさせていただきたいと思っています。

そのことと同時に、弥富市がいかに発展をしていくかということを考えたときに、今でも、毎回ではないですけれども、弥富市の総合的な都市計画をどうするんだという議員からの意見がありました。市長も、財政上非常に大変な時期が来るであろうということの中で凍結ということもおっしゃいました。そのことも一定程度理解をせざるを得なかったこともあったかもしれません。今、私たちは1回、この弥富市がどう中期財政計画と今の現状を向き合うかということは、このJ Rの課題にかかっているんじゃないかと私はと思っています。

きのう、おとついですか、新聞の評価が出ました。残念ですけど弥富は平米7,000円ほど落ちています。これで私たちが住みやすいまちなのか、都市計画として中期財政計画に向かったときに、今日のいろんな財政的な物価、賃金、それぞれ上向きだと言われながら都市計画の中に、マイナスの地域は一体どこだったのか。こんなことを思ったときに、私はきょう、この補正の中で、早期にこのことの実現と同時に、弥富市が誇れるJ Rの駅にすべきではないのかなと。

極端な言い方をしますと、弥富の橋上駅の中に商店が入ってでも、またさらには金魚だとか産物の見られる、弥富ってすばらしいところだなあと、まず表玄関としてどうあるかという財政投資を、私は考えていただくことが1つは願いであります。

もう1つは、今蟹江がああいう形で、その当時に平米8万8,000円出ていましたね。プラスなんです。私たちは本当にそういうことを真剣に行政として考えるべきで、議会も考えることも大切じゃないのかなあとと思っていますので、くどいようですけれども前向きの。

それで、先ほど都市計画課長がおっしゃったように、これはもう事業を起こしていく上でいわゆる負担割合だろうと思っています。非常に、冒頭申し上げましたように、民間になってからJ Rは渋い。私、地方議員団でJ Rのをやっていますけれども、地方議員団の皆さんが、袋井もそうですけど、手をかしてくれというと、こんな負担割合でいかんで、おい、もっと負担を、国鉄は3,000億ももうかっておるので何とかしてくれと、こういう話が出るんですが、実際渋いですね。

本当に踏切の安全問題一つでもそうですね。津島と木曽岬線なんかは、私もよく言うんですけど、「J Rは何をやっておるんや、あんなでこぼこで、もうちょっとしっかりしてくれ」と言ったら、「あれは県道でしょう、伊藤さん、県のほうで負担してもらうように話してください」って、こう言うんですよね。本当に、そのぐらいシビアに、民間となった競争の原理かもしれませんが、でも、やっぱりJ Rもお客さんがふえていただければそれなりの政策目標があると思います。そんなことを思って、精いっぱい負担割合については市が負担しないように交渉していただきたいなと、このことは私もJ Rから出してくれということ、

きょうこんなことを言うてはいかんですけど、ちょっと会議があつて行ったときに、ちょうどこの話をいただいたんで申し上げておきたいと思つてはおります。

これで要約しますと、そのように私どもの玄関として、やはり最少の費用の効果の中で最大限どう弥富市が、未来がつなげるかということをしかりと受けとめていただきながら、明治の時代からあそこはやはり北口が都市計画、弥富市の町の発展基地としながら役割を果たして、やはり南北と同時に表玄関として、近鉄もございますけれども、整備をお願い申し上げたいと思います。

2点目に、この補正の中で防災の関係で、危機管理課長から聞きますと、何かこの司令センターを十四山へ持っていく、それぞれの設備移転費がこれだけの金額だというお話を聞きました。しかし、一番肝心なのは防災だと思う。過日も豪雨の関係とか、それから中でよく言われるんですね、本当に聞こえないと言わさせる、今の無線というか防報が。だから再調査をしながら、いわゆる私たちは皆さんのためにと思つて、行政も議会も了承して防災をつくってきたわけですね。そのときに、その付近の方が、通常の場合は子供が寝ておるから、病人がおるから小さくしてくれという、いろんな意見がある。そうして総合的に今の状況の運用はされているんですね。

しかし、何か今考えてみると、そういう非常事態のときには最大限の音量に自動的ににはできないのかと。そうして、地域の人により一層この警報が聞いていただける、安全に対話できる、もう一度やっぱり、私はちょっとこの金額を見たときにそれも含んでいるかなあと思つたら、移転費だけで、もう1基つけるとか、そういう難聴的なところなどについての対策はございませんという話だったんで、改めてここはもう一度、そういうことについて調査が今、また市民からの意見が上がつておると思いますので、再考していただき、そして、この費用と同時に検討していただくことをまずお願いを申し上げたいと思います。

3点目です。仮庁舎。

仮庁舎についてよく市民の皆さんから言われることは、今、弥富市は前向きといいますか、それぞれ防災対策だつて庁舎の対応の仕方の中で、いろいろな努力も努力、市民の声も声、しかし、仮庁舎へ移転をすることは職員の安全もあるけれども、少なくとも目標があるのか。

目標ということは、今の時限的には目標はあつてない。しかし、33年が一つの枠組みの中で有効的な財政運用ではないのか。そのことが今は28年から33年に変わったと。危機管理から、それは当然早期に実現をとという期限を持っているでしょう。しかし、このままずるずる行くことで仮庁舎へ移転をすることに対してどうなのか。基本的な考え方だけはしっかりと、いつを目標に、例えば財政的なことも含みながら、弥富市として検討していくかという表現が表現として意思決定があつてしかるべきではないのかという市民の意見があるということを上げて、これは質問ですから回答をいただかないかと思いますが。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 正信議員にお答えを申し上げるわけでございますけど、ＪＲ、名鉄の駅の整備につきましては、実は数年前に皆様方にも総合的なＪＲ、名鉄の駅の整備という形の中では、その当時は駅広も含めまして、そして近鉄とのジョイント、そういったようなことも含めて、本当に総合的な形で基本構想を練り、考えておったわけでございますけれども、これをもう少しやっぱり細分化していかないと、財政的な問題等もございますので、そういうような感じの中で、今回はこの自由通路及び駅の橋上化と。いわゆる弥富の近鉄駅と同じような状況のものを名鉄、ＪＲの駅につくり出していこうということでございます。

第２、第３の駅前、例えば南の地区、あるいはＪＡのほうの地区につきましては、第２、第３の段階での整備計画の中に取り入れながら、総合的に近鉄の駅とのジョイント、あるいは北側の再開発とか開発という形で結びつけていくということが道筋ではないかなあと思っております。とにかく名鉄の駅、ＪＲの駅そのものをしっかりとした活性化した駅にしていきたい。そして、住人の皆様の利便性を考慮していきたいということでございます。当初の総合的な構想におきましては、30億、35億というようなお金を考えておったわけでございますけれども、そこまではなかなか投資できないという中で御理解をいただきながら、今回のＪＲ、名鉄の自由通路及び駅の橋上化について御理解をいただきたい。

また、ＪＲとの交渉、あるいは名鉄との交渉ということでございますが、これはどこの自治体も鉄道業者との仕事になるとその話が出るわけでございます。私どもとしては、この近隣のまちとして、蟹江町さんもこの橋上化ということについて一緒になって取り組んでいるわけでございますけれども、同じような問題が発生しているという話を町長からも聞いておるわけでございます。あそこは、もう１つ、私どもの予算よりも高い予算、今私が聞いているのは29億から30億ぐらいの橋上駅舎化になると聞いておるわけですが、やはりＪＲとの交渉ということにつきましては大変難しいという話も伺っております。

また、伊藤議員のお力添えもいただきながら、御一緒させていただく機会があるんじゃないかなあと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、２点目の防災無線の同報無線につきましては、後ほど担当課長から話をさせていただきます。

それから、仮庁舎の問題につきましては、新庁舎の目標というか目的があるのかということでございますけれども、現実的には今の段階でこの仮庁舎をお願いするのは、当初でもお話をさせていただきましたように、日本各地で自然災害が今いろんな形で発生しておるわけでございます。それが地震であったり、あるいは台風であったり、最近では火山噴火というような状況があります。御承知のように、この庁舎そのものが耐震性にはもう劣っているということ、そしてまた南海トラフ巨大地震がいつ起こり得るかもわからないと、そういうよ

うな状況の中においてこの庁舎で仕事をする、あるいはこの庁舎を利用させていただいて市民の皆様の安全を確保するということが今現実的に難しいということがあるわけでございます。まずはその目的のために、この仮庁舎への移転という中でお願いをしていくわけでございます。

そうした形の中で新庁舎との整合性ということがあるわけでございますけれども、これにつきましては私どもの主張を早く認めていただいて、事業認可がおり次第、私たちはその新庁舎に向かっていくということでございます。基本的には、仮庁舎における職員、そして住民の皆様の安心・安全を図っていくということを視点に置いているということだけは御理解いただきたいと思います。と思っています。

無線につきましては、担当から答弁します。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 今回の補正予算の防災無線関係の移転費用につきましては、先ほども議員おっしゃられましたように、同報無線の関係の移設工事費を計上させていただいております。主な工事につきましては、本体がこの庁舎に設置してございますので、本体を隣の図書館棟へ移動しまして、危機管理関係が十四山支所に移転するというようなことで、遠隔操作の関係の設備を十四山支所へ置くというようなことで、この費用を計上させていただきました。

それともう1点、同報無線の音量等、聞こえないというようなことでございますが、これは市民の方からたびたび私どもも聞いているところでございます。それで、今、3時ごろの小学校の見守り放送、それと6時のテスト放送、冬場ですと5時に変更させていただくんですが、これにつきましては、たしか今資料ございませんけれども、全部で音量が4レベルございまして、今の放送は、下から2つ目のレベルぐらいで放送させていただいております。それで、緊急放送時には最高の音量で放送をさせていただくというようなことで設定がしてあるところでございます。それで、なかなか聞こえないというようなことがございまして、今、鍋田地区で、この間区長さんとも相談させていただきましたが、聞こえないところがあるということで、地元で一度調査をしていただくというようなことでお話をさせていただいております。それで、最大音量で放送するというのはちょっとできませんので、この見守り放送とか、定時の夕方のテスト放送を活用して、一度地元の方、どこが聞こえないかということで調査をしていただくということで御協力いただいております。

今後、聞こえないところがございましたら、私ども調査をさせていただいて対応を検討していかないかと思っていますので、御協力をまたお願いしたいと思っています。

それともう1つ、今現在、台風なんかで家の中におると聞こえないということもございます。警報なんかが出た場合、避難所へ行ってくださいねとかというような場合、同報無線を

鳴らせていただいておりますけれども、やはり家の中では最大音量にしても聞くことはできません。というのは、台風なんかですと外はすごい暴風雨になっておりますので、当然締め切って家の中にお見えになりますので、そういう場合は、テレビとかラジオとか、その辺を活用して御自身で積極的に情報をとっていただくように、これはお願いですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（佐藤高清水君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にちょっと追加で答弁させていただきたいと思ひます。

市民の皆さんが仮庁舎に対していろいろと御心配をいただく、また大変私どもといたしましては、来年の5月のゴールデンウィーク以後、仮庁舎として十四山、そしてこちらの市民ホールを中心にして展開していくわけでございますけれども、来月、10月16日、そして21日、28日、それぞれ私ども出向きまして出前講座を考えております。市民の皆様には、今回の出前講座のテーマとしては仮庁舎の問題を掲げておりますので、その中でしっかりと説明させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清水君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長からそれぞれ将来の都市計画的な駅の整備についてお伺いをしたところでございますけれども、市長、4年ないんでね。いや本当、やっぱり都市計画はそれぞれ継続性を持って真剣にお互いが構想を持って、私は駅のこの土地金額と同時に駅付近の整備というのは、そういうコンサルさんといいますか、事業を受けていくようなところまで通しながら、駅は駅として、そしてまちはまちとしての総合的な弥富市としても取り組み方をして発展を願う、そして住みやすいまちづくりを考えていただくことを強く要望しておきます。

2点目、同報無線、課長のおっしゃった一番最大の案内をしておるけど聞けないと。そうしたらどうするんだということで、ラジオ、テレビを見てくださいと。これもわかりますよ。しかし、今何が言われているかというのと、瑞浪で過日新聞に出ていましたね。携帯ベルとラジオと何だかくつついたやつを全市民に渡すという。これが結構全国的に普及をするということで、そのベル会社が生き返ってきたと。こんなコラムというか中身があったんですね。

やはり私たちはそういう状況の中で、全てのものが市民の皆さんに利用していただければいいんじゃないかと、それぞれ技術的にも、そして警報的にも、過日の水害、栃木県、そういうところでもそれぞれの状況があったわけですね。本当に自己判断、自主避難も必要だけれども、やはり協力・協働、公の場としてのあり方と費用効果と同時に、そういう部分も考えていただく。

それは考えてみると、携帯ラジオだったら500円で買えるもんね。というようなものもあるわけですね。それが幾らかはわかりません。もうちょっと私も発言をする以上きちっとしなきゃならないわけですが、近い岐阜県の瑞浪市がそれをやるということに気づいた

わけですね。弥富市も、もうちょっと気づいていただく形で、予算がどのぐらいかかるかどうか、どうしたら全戸的にいくのかと。

先ほどの答弁で、鍋田の話はしてみえるけど、同報無線が出てから北のほうは言っているんだよ、ずうっと。いいですか、危機管理課長、あなたになってから北のことは全然忘れておるとなるとえらいことですよ。調査をし、協力してくださいと言われるけど。

やはり私たちは、それぞれの状況の中で同報無線以降来ましたね。その中でいろんなことがあったけれども、北のほうは中六あたりでも聞こえんですよ、本当に。言われているんですよ。まして荷之上、五之三は愛西市と同じことかもしれんけれども、愛西市のやつがよく流れてくるが、荷之上の辺は自分のところのやつが聞こえん、五之三もそうよ。いわゆる住居のあり方、いわゆる課税、そんなことを通して、非常にありがたいけれどもそういうところもあるという。これもずうっと出ておるんだから、あんまりそういうふうには答えられると私は抵抗しますんで。いわゆる市全体として、それぞれの状況であったかということも含んで私ちょっと発言していますんで、よろしくお願い申し上げて、再度それぞれの通しなり、市民の期待に応じると。

市長に申し上げておく。庁舎とかそれぞれの流れの中で御説明いただく、そのことは理解ができますが、今市民の皆さんは、その目的と同時に、現状の認識の中で、やっぱりやり抜いて安全生命を市民の司令塔として、どうしてもやらなきゃならんと、方向変換しなきゃならんと、やってくれることはやっていけるんならやっていくんだという決意ですね。この大きな決意、そのことを通して言われていることを申し上げておきますので、それとあわせて御説明の段階のときにも心してお願いをしたいと3点で私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博です。

伊藤正信議員と重複する面があるかと思いますが、特に2点について、経過と、それからまた質問と両方を申し上げたいと思うわけであります。

まずJRの件については、私はこの前も申し上げたように、蟹江が先にJRの駅をやるようになったというのは、まさに弥富がこの蟹江よりも後になるという、こういうことについては、私大変残念に思っておるんです。

たしか昭和48年だったと記憶していますが、当時国鉄が複線電化のために協力してくれということで、私と、それから青木助役と、当時、服部義治さんが企画課長でしたが、そういうことで、3人で手分けをして弥富は用地買収を積極的にやりました。そのときの私としては、弥富としても要望を出しておこうと。将来、今のJRの駅をきちっと整備したいと。近

鉄と国鉄と両方をきちっとやりたいと。そして、あわせて名鉄もありますので、北側の出口もしっかりとつくっていききたいと、こんなようなことで1つには要望を出しておきました。それから、もう1つは白鳥駅構想であります。そういうことがあって来たわけですが、財政的に弥富も負担がでんというところもありましたが、たしか今度は昭和58年ぐらいから本格的にこの協議に入ったわけです。

恐らく当時、きちっとした近鉄から名鉄までの自由通路も持った設計も当時やったわけにありますから、今残っておると思います。そのときに私どもは金がないもんですから、国鉄にはしっかりと面倒を見てもらうということで、陳情も何回かしたりしてきましたが、蟹江が、要するに複線電化について、蟹江ばかりではありませんが、当時永和駅、佐屋町でした。佐屋、蟹江が用地買収になかなか協力をしてくれなかった。鉄道高架になるなら協力するというようなことで、そういうことで、いまだに複線電化が全部完了しておるわけではありません。そういう中で国鉄がJRになったわけがあります。

私が考えておったことを申し上げますと、弥富がやっぱり人口をふやしていく、そのためには平島あるいは五明の区画整理は当時始めたわけがありますけれども、北のほうも農協のところからずっと都市計画街路ができておるはずなんです。あれはちょっと難しい街路ですけどもできておるはずなんです。北のほうもやっぱり開発をしていくという、こういう考え方で、そして駅も整備していくと、玄関だから。

しかし、北のほうはなかなか難しく、市街化区域は西部下水までと。それから、北のほうはまだ市街化調整区域でなかなか発展の可能性がないと。こんなようなことで、この前私が申し上げたように、やっぱりJRの駅舎を橋上化してやるということであるならば、北のほうの開発計画も一体的に考えてJRと交渉するということが非常に私は大事な問題じゃないかなあと。

今、伊藤正信議員もおっしゃられたとおりなんです、そういうことで、もうちょっと都市計画の根本的なものを考えながら、その中の一つとして、このJR、あるいは名鉄駅の整備という、そういう考え方の上に立ってやっていただくようにすることが一つには大事だろうと思っております。そういうことで、この点については、またこれから設計協議とかいろいろあったときには意見を述べたいと思いますが、そういうことで、これはしっかりと、市長を初め皆さんも頭の中に入れて取り組んでいただきたいと申し上げておきます。

それから2番目に、これも同様でありますけれども、今度の新庁舎建設事業ということで1億5,000万近くのかけて今の仮庁舎の移転ということでもあります。この前も申し上げたとおりであります、この問題が出てくると、なぜ今の新庁舎の建設がなかなかでんのだということは世論になると思います。

今度、出前講座を市長はやられるわけですが、出前講座のときにどういう説明をさ

れるかというのは、非常に私は問題なんです。この前、私は詳しく申し上げたわけです。なぜこういうような訴訟問題にまで至ったかということはこの前は詳しく説明しました。あれから3人ばかりの方から、そんなようになっておることが用地の買収、あるいは交換、交換が今度は買収して売却するという、こういうことになった、そんなことになっておるのかということで、知らなんだといって私のところへいろいろと、それはいかんわなあといって、やっぱり佐藤さん、あんたが言うとおりでだといって共鳴をさせていただいた人も3人ばかりありました。これはもうはっきりと申し上げておきます。

今度、出前講座で私は2点のことを申し上げたいと思うんですが、なぜ新庁舎の建設ができない今、こういうような訴訟問題になっておるか。私がこの前申し上げたようなことをきちっとこの出前講座で説明をされるかどうか。そして、いつごろになったら新庁舎の建設ができるのかと、こういう2点についてどのような説明をされる考えであるのか、一遍、最初に聞いておきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 最初の佐藤議員の御質問というか御意見という中においては、昭和50年代からこのJR、名鉄の以前の図面というのは私ども残っております。非常に壮大な計画が当初からあったなあと思っておりますけれども、残念ながら区画整理事業も含めて頓挫してしまったことが今日までの一つの大きな流れではないかなあと思っております。

私も第1次総合計画の前期計画の中で、このJR、名鉄の駅のことにつきましては、やらなきゃいかんということと同時に、財政的な負担も大きいということで先ほどもお話しさせていただきましたけれども、何とか自由通路、そして橋上駅舎化ということを優先的にやっていきたいということはそのときにも申し上げたつもりでございます。そして、第1段階としては、これをやることにおいて、先ほども伊藤議員にもお話をさせていただきましたけれども、やはりこれをやる以上は、近鉄の弥富駅と、そして北口の開発というか北側の開発ということについても、一体的に考えた上でのこの自由通路駅舎化でないといけないということは、皆さんの考え方と同じくするつもりでございます。そうした中で、また議員各位からいろいろと御教授もいただきたいと思っております。

それから、2点目の仮庁舎の問題につきましては、最大のこれは仮庁舎に移転するということは、さまざまな自然災害ということに対して、やはり安心・安全なところで執務をしていくということが第一意義でございます。そして、市民の皆様の安全を考えていくということでございます。新庁舎の進捗状況の問題につきましては、当初の問題から2年ほど、もっと前から検討委員会の問題、あるいは訴訟になったいきさつ、あるいは現在の進捗状況、そして今後どうなるかということにつきましては、一定の時間の中で御説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） この前は、私は問題点、なぜ新庁舎の建設ができないのか、土地の取得ができない問題点をきちっとしてきたはずであります。これはいつまでたってもこうした問題を解決しないと前へ進めませんから、だから私は別途改めて検討委員会等も考えて、時代の推移、そういうものも考え、現状の災害状況も考えて、耐震だけではなくて、一応基本的には初めは耐震と狭隘であるということで始めたわけではありますが、今では風水害という水害もあるわけです、これは。この前の私が申し上げたように、常総市の今の庁舎は去年できたばかりでありますけれども、水入りを食って全然機能ができなかったということも考えると、やっぱり一度しっかりと検討委員会で考え直すことも必要でないかなあと、こういうことを提案したんだけど、市長は、そんな考えはないと、こういうことでした。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 新庁舎の計画を今ここで話しするとは思っていませんでしたけれども、例えば、さまざまな水害等に含めて、私たちの新庁舎に対する例えば考え方としては、ゼロ起点を庁舎の中のどこに持っていくかという形の中には十分検討しながら水の災害等に対応していきたいということは、以前からお話をさせていただいておりますので、そういう状況の中で新庁舎も考えていくということでございます。当然のことだと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） まあいいわ。とにかく、市長の言いたいところはよく聞くでいいけれども、私たちの言うこともよう聞かないかんよ。

それで、例えば鍋平でJAがああいう広いところをもってつくりましたけれども、あれも結局そういう水害も考えた高いところもつくってあるわけですね。だから、知恵を出していくということも大事だし、もう1つ、やっぱりこういう現状の災害状況というのもしっかりと考えていかないとできないということです。

今の現庁舎の敷地では非常に狭いということなんですね。だから、そういうことも含めてきちっとした説明を、なぜ今土地が買えないか、こういうこともきちっとしていただくように。私もちゃんと当日は、私どもの場合には10月21日ですから、きちっと私も参加をしてお聞きはしたいと思っていますけれども、ただ、意見だとか小言とかは聞く機会ではありませんと。これは、今度の安全保障の意見聴取もセレモニーに終わっておる。だから、市長のこの今の出前講座が全てじゃない。セレモニーに終わるようなことでは意味がない。だから、私は市民に意見を求めるために、パブリックコメントだとか、あるいは住民投票まではいきませんけれども、市民の意見をよく聞くことをもっと考えたほうがいいですよといっての間私は申し上げたんだが、あるいは新庁舎の検討委員会ももう一遍考え直してみることも必要だよと言ったけれども、その意向には市長は同意できんということで突っ張り上げて、

私はまさに服部市長は今、弥富で専制政治をやっておるなあと、こういうような印象を持ちました、はっきり言って。

もうちょっとみんなの声も、市民の声、私たちの声も聞くことは大事けれども、市民の声も聞くようにやるべきだと、こういうことを思っておるんです。市長、私が言っておるうちは聞いていりゃあよ。

〔「言い過ぎだよ」の声あり〕

○15番（佐藤 博君） 本当だね。だから、今回の今の安保の問題でもそうなんだ。数があれば何でもいいというようなことではいかんの。まず第1番に法律を守ること。地方自治法、あるいは条例、こういうものを守って、やむを得ない場合にはどうあるべきかということ。私がこの間ちゃんと説明した。だから、市民の皆さんも聞いておって、私になるほどとって共鳴をしてくれた人も3人ばかり電話がかかってきたり、会って話を聞いたから、私はある程度そういうことが必要だよということを申し上げておるんです。いいですか。だから、私は別に反対のために反対をしておるのではないですよ。反対のために反対をしておるんだったら、初めからこんな建設特別委員会みたいなのはつくる必要ありませんからね。だからそのところを考えて、もう一遍現状を踏まえてよく考えたやり方をするように、今度の出前講座は非常にそういう点では大事ですよということを申し上げておる。どうぞ市長、言ってください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 我々の出前講座は大事だということは、私自身が一番よく知っております。だから3カ所で市民の皆さんの声も聞くということも含めて、庁舎の問題について、あるいは仮庁舎の問題についてお話をさせていただくんです。今、佐藤議員のお話の中には、それ以外の言葉が多過ぎる、私に対する。もう少し自重してくださいよ。だから、寄り添えないんですよ、佐藤さんに。だから、いつまでも意見が、歯車が食い違うんですよ。そんな言葉がありますか、専制政治だって。私がいつそのような専制政治をしましたか。そういうね、自分の思いをぱっぱぱ言われるところに私が誤解をし、歯車がかみ合わない。そういうことがずうっと続いておりますよ。大変残念ですけど。

だから、出前講座におきましては、我々が今考えている庁舎の問題、そして仮庁舎の問題について市民の皆様に話をしっかりとしていかないと大変御不便をかける、御迷惑をかけるということが前提の中でやっていくわけですよ。これは出前講座だけではなかなか浸透するものじゃありません。さまざまなツールを利用しながら来年の5月までに市民の皆様に御理解していただけるように、これは議員の皆様にも御協力いただかないといかんですよ。そういう状況の根底のことをもう少し共有化しようじゃありませんか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員、冷静な質疑をお願いします。

○15番（佐藤 博君） 冷静だがね。

本当にそうだよ。もっと実行がきちっと伴えば、私もこんなことを言うつもりは全然ありません。言っておることとやっておることがまさに不一致だから、私はいつでも言っておるんです。

それがかみ合わんということは、自分の言っておることしか、人の意見を聞かないという、そういう姿勢なんだ。それなら今度の出前講座をよく聞いておって、また次の議会でやり直すから、しっかりとやってください。終わり。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時59分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

